

沖縄県観光振興基金活用事業の効果検証について

令和7年5月8日 文観第149号

沖縄県観光振興基金を活用した事業の効果検証に係る対象事業、事業効果区分及び判定基準等は下記のとおりとする。

記

1 効果検証の考え方

沖縄県観光振興基金を活用した事業について、各年度の取組状況、事業効果等を沖縄県観光振興基金検討委員会に報告し、有識者の意見等を踏まえ、当該基金活用事業の効果的な推進を図る。

2 対象事業

沖縄県観光振興基金を活用した事業

3 事業効果の判定について

事業効果については、基本、成果指標の目標値に対する達成状況（実績値÷目標値）によって効果を判定する。

ただし、成果指標の達成状況以外に、その他、特筆すべき事項があれば、これを記載し、これを加味した上で、最終事業効果を判定する。

【事業効果区分と判定基準】

最終区分	詳細	判定基準
事業内容が基金の設置目的や活用目的を実現するために有効であった	①非常に効果的であった（成果指標 100%以上達成）	事業内容を確実に実施し、活用目的に対して大いに成果が得られたとみなせる場合
	②相当程度効果があった（成果指標 80%以上～100%未満）	事業内容をほぼ実施し、活用目的に対し概ね成果が得られたとみなせる場合
	③効果があった（成果指標 70%以上～80%未満達成）	事業内容の実施状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも活用目的に対して状況が前進・改善したとみなせる場合
事業内容が基金の設置目的や活用目的を実現するために有効ではなかった	④あまり効果がなかった（成果指標 40%以上～70%未満達成）	事業内容を実施したものの、活用目的に対する状況が前進・改善したとは言えないような場合
	⑤効果がなかった（成果指標 40%未満）	事業内容を実施したものの、活用目的に対する状況が前進・改善しなかった場合

【設置目的】 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることを目的として、沖縄県観光振興基金を設置する。

【活用目的】(1)観光旅客の受入れの体制の充実強化

(2)観光地における環境及び良好な景観の保全

(3)観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

(4)地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行の促進